

令和3年8月20日（金）

緊急事態宣言発令に伴う「新型コロナウイルス感染症」への対応について

県立姫路南高等学校

校長 駒田 勝

兵庫県において、4度目の「緊急事態宣言」が本日発令されました。

つきましては、発令期間中の本校での教育活動を下記のとおり進めて参りますので、保護者の皆様にはご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、前回お知らせしました内容（R3.7.12(月)付け連絡）と異なる箇所には、波線を引いています。

記

1 教育活動【令和3年8月20日（金）以降】

(1) 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行います。

(2) 県外での活動は、原則行いません。

ただし、既に計画済みの活動（修学旅行を含む）を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受け入れ先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に検討します。

(3) 感染防止の観点から以下の点に留意し、教育活動を実施します。

- ・感染のリスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底のうえ、実施します。
- ・各教室で可能な限りの間隔を確保します。
- ・原則マスクの着用を徹底すると同時に、マスクをはずしての会話を行わないように徹底します。
- ・毎日の検温、手洗いを徹底します。
- ・教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。
- ・下校時は、寄り道をすることなく帰宅するように徹底すると同時に、不要不急の外出を自粛するよう呼びかけます。

2 部活動【令和3年8月20日（金）以降】

- (1) 部活動は、平日4日2時間以内の練習を原則とし、18時30分には完全下校するように徹底します。
- (2) 土日の部活動は、いずれか1日で3時間以内とします。
- (3) 県外での活動（練習試合を含む）、県内外での宿泊を伴う活動は、原則禁止とします。
ただし、いずれの場合も全国大会・近畿大会に出場する場合は除きます。また、宿泊は感染防止対策が確認できる施設に限定し、学校は不可とします。
- (4) 更衣室・部室でのミーティング時等にはマスクを着用させます。
- (5) 近距離で飛沫が飛ぶ接触は避けるよう徹底します。

3 感染防止対策【令和3年8月20日（火）以降】

学校への登校は、これまで同様に次の通りとします。

- (1) 生徒に毎日の登校前の健康観察を徹底します。
- (2) 生徒はもとより、同居の家族に発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている場合は登校しないことを徹底し、**出席停止**の扱いとします。
(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置)
- (3) 出席停止期間中については、ICTの活用も含め学習支援に十分配慮します。
- (4) 学校内のみならず、登下校時（交通機関利用時を含め）も原則マスクの着用を徹底すると同時に、マスクをはずしての会話を行わないように徹底します。
- (5) 登下校においては、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）が高い日、生徒本人が息苦しさを感じる際には、交通機関利用時を除き、感染防止に努めながら、マスクを外すことも可能とするなど、熱中症対策にも十分配慮します。

- 【その他】
- ・習い事の事業者でとられている感染対策を遵守するように指導します。
 - ・習い事であっても本人はもとより、家族に発熱等の風邪症状がある場合や、PCR検査を受けている者がいる場合は参加しないように指導します。
 - ・習い事への行き帰りにあってもマスクの着用を徹底するように指導します。
 - ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅するように指導します。

4 心のケア

- (1) きめ細かな健康観察をはじめ、生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなどし、生徒の心身の健康に適切に対応します。
- (2) 必要に応じて、キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用を図ります。
- (3) 経済的困窮に配慮し、必要とする生徒に対し、女性用品を保健室で配布しています。